# 「第 52 回公害紛争処理連絡協議会」について

開催:令和4年5月19日

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長 や審査会事務局との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を開催していま す。

今年度は、日本学術会議講堂にて、「公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム」とと もに開催しました。

# 挨拶 (荒井勉 公害等調整委員会委員長)

公害等調整委員会委員長の荒井でございま す。

本日は、大変お忙しい中、公害紛争処理連絡 協議会にご参加いただき、誠にありがとうござ います。

皆さま方には、日頃より、公害紛争の迅速・ 適正な解決のために多大なご尽力をいただい ておりますこと、また、当委員会の業務にご理 解とご協力をいただいておりますことに対し まして、この場をお借りして、改めて御礼を申 し上げます。

この連絡協議会につきましては、新型コロナ ウイルス感染症の影響で書面やウェブでの開 催が続きましたが、3年ぶりに対面で開催する ことができました。こうして無事にこの日を迎 えることができ、大変嬉しく思います。

さて、今年は、公害等調整委員会が設立され てから50周年という大きな節目を迎えます。

この 50 年という年月を振り返りますと、当 委員会が設立された当初からしばらくは、水俣 病や企業による水質汚濁による水産被害など 産業型の公害紛争が係属しましたが、その後、 平成時代に入りますと、空港や鉄道からの騒音 被害、自動車タイヤからの粉じん被害といった

交通関連の事案や豊島事件をはじめとする廃 棄物関連の事案など広域にわたる大型案件が 係属しましたが、平成時代の後半ころから、国 民の皆さまや企業の努力、技術の進歩などによ って環境は次第に改善してまいりました。



そして、近年では、環境をめぐる国民の意識 の高まりや経済・社会構造の変化等を反映し、 近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音や飲食 店からの悪臭など、人口・住宅が密集している 都市部における比較的小規模な都市型・生活環 境型の公害紛争が事件の大半を占める状態と なっております。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡 大による生活環境の変化などによって、地方公 共団体に寄せられる公害苦情の相談件数が増 加しており、令和元年度は7万件程度であった ものが、令和2年度には大幅に増加し、8万件

を超えていますし、公害審査会に申請された調 停事件を見ましても、新型コロナウイルス感染 症に関連する生活環境の変化が反映したと思 われるものも散見されます。

このように、公害紛争はその時々の社会情勢 を反映してその姿を変化させてきております ので、公害紛争処理を担う組織や担当者として も、そうした社会生活における環境意識や公害 紛争の実情に即した的確な対応をすることが 求められております。

また、こうした近年の事件動向からすれば、 地元に密着して紛争解決を担う都道府県の公 害審査会等や公害苦情担当者の役割がますま す重要になってくると考えられます。

そのためにも、皆さまと当委員会が情報交換 と連携を一層深めながら、社会の変化に即応し て、環境紛争の適切な解決を図ることが極めて 重要であると考えております。

この 50 周年という大きな節目に当たり、こ れまでの取組を振り返るとともに、現在及び将 来の公害紛争の実相把握に努めながら、皆さま とともに期待される役割を果たしてまいりた いと考えております。

最後に、本日の連絡協議会が、公害紛争処理 に関わる皆さま方と私ども双方にとりまして 有意義なものとなることを祈念いたしまして、 私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

# 概況報告

(山内達矢 公害等調整委員会事務局長)

## I 公苦情処理の状況

#### 1. 令2年度公害苦情の概況

令和2年度公害苦情調査につきましては、昨 年12月に調査結果を公表しました。

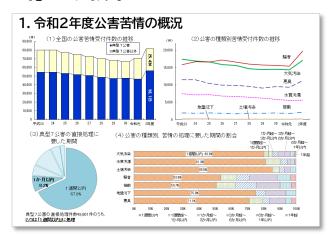
全国の公害苦情受付件数は、約8万件強とな っており、そのうち典型7公害が約7割を占め ています。これまで全体として減少傾向が続い ていましたが、令和元年度に増加に転じ、令和 2年度も引き続き増加しています。

次に、種類別苦情受付件数です。騒音が 35.2%と最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順 となっていまして、上位3つで全体の85.7%を 占めています。



典型7公害の直接処理に要した期間は、3分 の2が1週間以内、全体の4分の3が1か月以 内ということで、速やかな解決にご尽力いただ いているところです。

公害の種類別に苦情の処理に要した期間を 見ますと、ほかに比べて、騒音、振動が1週間 以内に処理できている比率が低いということ が見てとれます。

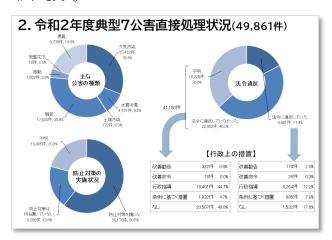


#### 2. 令和2年度典型7公害直接処理状況

公害の種類別に見ると、先ほど同様、騒音が 最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順となって います。

法令違反の状況について見ますと、法令に違反していたが2割弱で、違反していなかったが5割、不明が4割となっています。それぞれの場合について、どのような行政上の措置を取ったかということを見ますと、法令に違反していた場合ですと、行政指導が7割強、それ以外の場合につきましても、4割強は行政指導が行われているといった状況です。

また、防止対策の状況を見ますと、6割ほどについて防止対策を講じているという状況で、これらのことを踏まえますと、典型7公害の直接処理では、法令違反の状況にかかわらず、発生源に対し苦情に対する防止対策を講じるよう促すことにより、処理に尽力されていると思われます。



#### 3. 公害苦情処理担当職員数の状況

微減の状況ですが、大きな変動はありません。 しかしながら、98%以上の職員が兼任という状 況です。

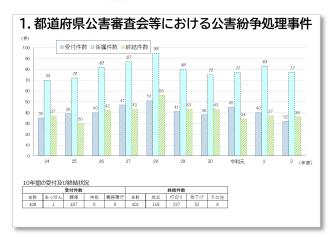
都道府県別、人口 10 万人当たり公害苦情処理担当職員数は、全国平均で見ますと 8.6 人ということですけれども、やはり人口の多いところは、どうしても平均以下となっているように見受けられます。



## II 公害紛争処理事件の状況

# 1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処 理事件

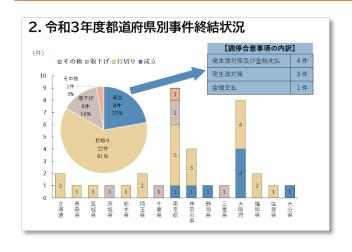
最近では年間 30 件から 50 件の新規受付という状況でしたけれども、令和3年度は新規に32件を受け付け、前年度からのものを含めて77件が係属し、36 件が終結しています。受付件数のほとんどが調停です。

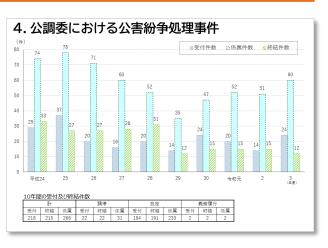


## 2. 令和3年度都道府県別事件終結状況

成立が8件、打切りが22件、取下げが5件、 その他が1件です。都道府県別に見ますと、東 京都が最も多く、次いで大阪府となっています。

また、調停が成立したものの内訳では、発生源対策及び金銭支払が最も多くなっています。





### 3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数

大阪府、東京都などで多くの件数を受け付け ていますが、一方で、0件ですとか、あるいは 1件未満といった県も相当数見受けられると ころです。そういったところでは、調停委員会 の回し方などについて、ノウハウの蓄積が難し い、継承が難しいといったようなお話も伺って います。

また、公害紛争の前段階である公害苦情の受 付件数も、東京都、愛知県、大阪府といった人 口が多いところが多くなっています。



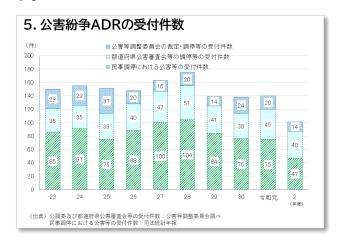
#### 4. 公調委における公害紛争処理事件

最近は毎年10数件から30数件の受付件数で したが、令和3年度は24件の新規受付で、繰 越しを含めて60件が係属し、12件が終結しま した。

また、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間の件数は、ほとんどが裁定申請です。

## 5. 公害紛争 ADR の受付件数

青色の部分が公調委で、平均 20 件程度。水 色の部分が都道府県の審査会で、平均 40 件程 度。対して裁判所は平均80件程度と少し上回 っています。ただ、なぜか令和2年度に関して は裁判所の件数が減っており、公調委と審査会 を足した数とほぼ同数といったような状況で す。



# Ⅲ 公害等調整委員会の取組の紹介

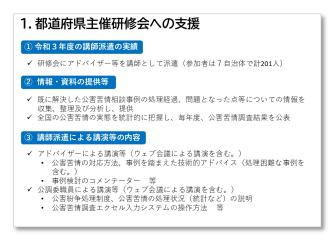
### 1. 都道府県主催研修会への支援

当委員会では、都道府県主催の研修会への支 援として、ご希望に応じ、アドバイザーや公調 委事務局職員を講師として派遣しています。令 和3年度は7自治体で201人の方が参加されま した。

昨年もコロナの影響でなかなか研修の実施 が難しかったところもあるかと思いますが、③ にありますとおり、ウェブ会議も実施していま

すので、もし御要望がありましたら事務局のほ うまで御連絡いただければと思います。

また、②ですけれども、公害苦情処理を担当されている職員の皆さまには、既に解決した事案というのが参考になるのではないかと考えていますので、そういった事例につきまして、処理経過ですとか問題となった点等についての情報を収集、整理、分析した資料を内部資料として提供することとしています。



#### 2. ウェブセミナーの実施

令和3年度も、コロナの感染防止のためにブロック会議を中止せざるを得ませんでした。このため、令和2年度に引き続き、自治体の公害紛争・苦情相談の担当者等を対象としてウェブセミナーを実施しました。

令和3年度のセミナーにおいては、令和2年 度に実施した際の自治体からの要望も踏まえ、 初心者向けと中級以上向けに分けて実施し、さ らに、より実践的なテーマを選び計 10 回ほど 行っています。

#### 2. ウェブセミナーの実施

○令和2年度に新たに実施したウェブセミナーについて、 令和3年度も初心者向けと中級以上向けに分けて計10回実施

第1・2回「騒音・振動苦情の対処方法(初級)」

第3・4回「心のある仕事をするために〜公害苦情対応されているみなさまへ〜 (初級)

第5・6回「公害苦情業務を行う方へ

~少しでもお役に立てれば~(初級)」

第7・8回「公害苦情処理について

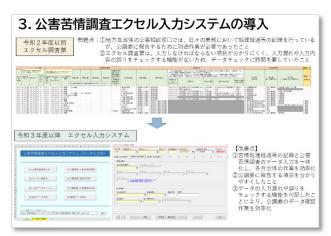
(法令規制のない事例等)(中級)」

第9・10回「公害苦情相談におけるクレーマー対応」

#### 3. 公害苦情調査エクセル入力システムの導入

公害苦情の関係の調査に関しては、都道府県の皆さまにかなりの手間をおかけしているところですけれども、昨年度から、少しでも作業を効率化するために、公害苦情調査エクセル入力システムを導入しています。

今年度は、さらに地方公共団体の皆さまの業務の合理化・効率化に資するように、改良を加えることとしています。



#### 4. 公害紛争処理制度の周知・広報

公害でお困りの方が必要なときに必要な情報が得られるように、公害紛争処理制度の周知を図るということは非常に重要なことだと考えています。



まず第1に、本年4月に当委員会設立 50 周年記念特設サイトを開設しました。現在、荒井委員長の挨拶動画を掲載しており、今後も、この後実施されるシンポジウムの模様などの情報を提供してまいります。同じく本年4月にTwitter のアカウントを開設しました。随時情

報等をツイートしますので、ぜひフォローをお 願いします。

それから、やはり身近な公害でお困りの方に は市町村の窓口というのが非常に役に立つの だろうと思いまして、そちらのほうの紹介も努 めています。例えばリーフレット、政府広報、 総務省の広報誌『総務省』などで紹介していま す。

現在、行政手続について、デジタル庁主導の 下でデジタル化が進められています。やはり公 害紛争処理手続についても一定の見直しが必 要であろうと思われます。その検討に当たって は、ぜひとも皆さま方の実情ですとか御意見な ども伺いたいと思っておりますので、その際に はどうかよろしくお願いいたします。



# 挨拶 (荒井勉 公害等調整委員会委員長)

今日はどうもありがとうございました。例 年ですと、事務局の概況報告の後に、各自治 体の取組例をご紹介いただいたり、質疑応答 を行っていただくということがございまし たけれども、今年度はこの後にシンポジウム が控えておりますので、簡単に、事務局の紹 介中心で終わらせていただきました。

それと、私ごとで恐縮ですけれども、来月 末で5年間の任期を終えて退任することに なります。5年間、皆さま方には大変お世話 になりまして、ありがとうございました。こ の数年間は新型コロナの関係で閉塞的な状 況もありまして、やや不全感もございますけ れども、皆さま方のご尽力とご協力によりま して何とか任期を終えることができるよう に思います。今後とも一層連携を図らせてい ただければと思っておりますので、よろしく お願いいたします。どうもお世話になりまし た。



#### 【参考】

このコーナーに掲載した資料は、以下のリンク先からご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000818547.pdf

